

喚起される集合的記憶 国内の自然災害遺構の現状とその機能をめぐって

著者	西尾 敦史
雑誌名	東邦学誌
巻	50
号	1
ページ	15-37
発行年	2021-07-27
URL	http://doi.org/10.20728/00000564

喚起される集合的記憶 —国内の自然災害遺構の現状とその機能をめぐって—

Evocative collective memory
—Current status and functions of natural disaster remnants in Japan—

西尾 敦史

Atsushi Nishio

愛知東邦大学 人間健康学部

要旨 (abstract)

本研究は、わが国にある「災害遺構」に着目し、災害に対してレジリエントな社会をつくるために、災害遺構がどのような価値・機能を持つかについての試行的考察である。

まず、操作的定義により、災害遺構の所在と保存公開に至るプロセス・その形態、維持運営の組織等についての実態・現状を把握し、データベースの作成を行った。これにより暫定的ではあるが、全国に45か所の災害遺構があることが分かった。これらを対象に、災害遺構がもつ価値・機能を（1）記憶継承、（2）慰霊追悼、（3）教訓伝承（学習教育）、（4）復興（まちづくり）、（5）ツーリズム（観光資源）の各視点からの検討を行った。

その結果、災害遺構は、個人の鎮魂から、地域コミュニティなどの共同による「集合的記憶」の共有のための「媒介」、祈りの対象としての「依代」となることで、記憶を喚起し、未来に向けた教訓を継承・伝承・学習する価値・機能を発揮することが示唆された。

また、そのための維持運営組織として、大学、博物館、行政等多様な主体が参加・参画できる枠組みが必要とされ、その組織体がネットワーク型であることが、災害遺構の価値を高めることにつながるという示唆を得た。

キーワード：災害遺構、震災遺構、集合的記憶、震災伝承施設、自然災害伝承碑

はじめに

2011年の東日本大震災から10年の時間が経過した。被災地の復興を遂げた姿が映し出されると同時に、記憶の風化に警鐘が鳴らされ、記憶の継承が謳われる。被災地では、大きな被害をもたらした津波の脅威を伝える瓦礫は処理され、原発事故の影響を受ける地域以外では、その痕跡である構造物も解体撤去されてきた。震災の伝承を目的とした震災遺構の保存を求める声上がる一方で、遺族を失った悲しみから解体を求める声があがり、大きな議論を呼び起こしてきた。

2013年には、震災遺構の保存に対し、国が支援の方針を打ち出し、東北3県の被災地では、震災伝承施設が指定されている。10年目となる2021年3月には、防災の専門家らが3月11日を「防災教育と災害伝承の日」に制定しようという呼びかけが行われ、賛同が広がっている。震災伝承施設には、震災の記憶を継承し、教訓を伝えていこうとする願い、犠牲者への慰霊・追悼の場としての意味があり、広島原爆ドームの経験から学ぶ住民たちも出ている。

こうした災害の教訓を伝承する情報には、遺構に限らず災害碑やモニュメント、動産的なモノ、写真や音声、映像記録、語り部のような口承、被災地のツーリズムなど多様にあり、それらを展示するミュージアムも多数存在する。また、自然災害に限らず、戦争遺跡、戦争博物館があり、公害被害を伝える遺構、博物館があり、いわゆる負の遺産がもつ人類の行為への学習の機能をもつ施設など、多様な取り組みが存在する。

雲仙普賢岳火砕流災害の被災地に、発災から30年がたつ2021年3月に、遺構を含むモニュメントが公開されたとの報道があり、保存や維持の議論やプロセスには長い時間を必要とすることも少なくない。公開に至る道すじには、保存維持する意味、価値についての議論があり、維持保存をしようとする推進主体があり、そのための財政的、法制度的な課題が存在する。

本論は、さまざまな形態の災害情報をもつ記憶継承の意義を視野に入れながらも、災害の痕跡としての構造物を災害遺構として注目し、その価値、保存にいたる議論のプロセス、保存の形態、維持推進主体の性格、住民の理解などについて、国内の災害遺構の情報を収集した上で、その機能が効果的に発揮される条件や方法について検討していきたいと考えている。

1. 研究目的と研究方法

本論は、わが国の災害遺構に焦点をあてる。

問題関心の背景には、災害遺構の維持保存への議論があり、またその支援の制度化があり、社会の関心の高まりがある。保存に向けてどのように議論がなされてきたのか、遺構に込められた願いは何なのか、遺構のもつ多様性、その価値・機能、それを維持管理していく運営主体、住民参加の運動性などは非常に多様であり、災害遺構とその他の記憶や教訓を継承する情報との境界も明確にはなっておらず、関連領域が数多く存在するが、それらを一定の枠組みから整理しておきたいと考える。

1-1 研究目的

本研究は、日本国内にある災害遺構に注目し、遺構の価値の多様性、その機能、それを維持管理していく運営主体、住民参加の運動性などから、これからの防災・減災社会に貢献しうる災害遺構活用の方向性、方法について示唆を得ることを目的とする。

1-2 研究方法

災害遺構について、「過去に災害で被害にあった人達が、その災害からの教訓を将来に残したいと意図して残された構築物（不動産的な構造物）である」と操作的定義を行い、この定義に該当する構造物について、災害遺構やモニュメントに関する先行研究、関連制度・政策、マスメディア情報などにより抽出を行い、暫定的なリスト（データベース）を作成する。情報を収集する視点は、（1）基本データ（2）原因となる災害区分、（3）遺構としての設置（公

開) 時期 (保存維持にいたるプロセス・委員会等を含む)、(4) 遺構本体、(5) 保存公開形態、(6) 意義・価値・機能 (意味・機能面)、(7) 設置主体および推進 (運営) 主体 (資金・財政を含む) である。そのうえで、データベースに記載した災害遺構を対象に、その保存維持組織との関係、その地域、それをドライブする運動等を対象に、研究目的で述べた価値・機能について検討を行う。

1-3 倫理的配慮

災害遺構として一般に公開されている構造物を対象としているため、遺構を識別する固有名詞を使用する。ただし、人に関する情報については、個人情報保護の点から個人が特定されないよう配慮を行う。

2. 災害遺構とは何か

2-1 災害遺構の定義

東日本大震災の復興計画、被災地に何らかの形で関わっている大学、研究機関、マスコミ、行政などの有志で2012年に組織された「3.11震災伝承研究会」は、震災後、急速に姿を消しつつある災害遺構 (震災遺構) に危機感を覚えたところから、検討を行い、震災を伝承するために必要な資料や情報として、遺構・遺物などの「実物資料」、写真・動画・音・証言などの「二次資料」、各種調査データ、科学的分析成果、導き出された教訓等の「関連情報」に分類し、その上で、遺構の保存が急務としている (3.11震災伝承研究会2012)。

ついで、「震災遺構の保存に対する支援」についての復興庁の発表があり、その趣旨として「震災遺構は、東日本大震災の津波による惨禍を語り継ぎ、自然災害に対する危機意識や防災意識を醸成する上で一定の意義があるほか、今後のまちづくりに活かしたいとの要望も強い」としている (復興庁2013)。

また、東日本大震災における震災遺構のあり方について、広く有識者から意見聴取を行うため、宮城県が設置した宮城県震災遺構有識者会議では、検討対象とする震災遺構を以下の3項目に当てはまるものとした (宮城県2015)。

- 被災の痕跡を残す構造物・建築物 (必要に応じ地形、地層等も含む)
- 鎮魂、後世に向けて防災・減災に役立つもの
- 原則として、被災の痕跡を一定程度残した状態で現地保存されるもの

また、「災害遺構」の語には、時代的な文脈があり、たとえば阪神・淡路大震災の際にも、破壊された構造物や震災の記憶をどのように保存するかという課題はあった。そして実際に、阪神高速道路の被災した橋脚、淡路島の野島断層保存館やそこに移設された「神戸の壁」等が今も存在する。しかし、当時それらを「震災遺構」と呼ぶことは一般化しておらず、各種の新聞データベースにおいても、当時この言葉は全くヒットしない (小川2015: 67)。

防災白書が、災害遺構を取り上げたのは、平成28年版である。

そこには、「災害遺構等とは、過去に災害で被害にあった人達が、その災害からの教訓を将来に残したいと意図して残された建築物、自然物、記録、活動、情報等である。」と定義されている (内閣府2016)。そして、その機能として、「過去の災害で残された災害遺構等を通じて得られる教訓を次世代に受け継いでいくことは、災害被害を軽減する上で重要なことである」としており、教訓の継承、減災につなげていくことがその役割とされている。

以上、各種の定義を見てきたが、本研究においては、操作的定義として、防災白書の定義を基本に、3.11震災伝承

研究会の見解を援用し、「災害遺構等とは、過去に災害で被害にあった人達が、その災害からの教訓を将来に残したいと意図して残された構築物、自然物、記録、活動、情報等である」定義から「等」を除き、すなわち自然物、記録、活動、情報は除き、構築物に限定して、災害遺構と定義しておく。構築物は、不動産とし、自動車や船舶など動産的なものは「遺物」として、本データベースからは除外することとする。

個別具体的に例をあげれば、陸前高田市は、高田松原津波復興祈念公園内に位置する5つの建物等を震災遺構として保存している。それは、「タピック45（旧道の駅高田松原）」「気仙中学校」「奇跡の一本松」「陸前高田ユースホテル」「下宿定住促進住宅」の5つである。このうち、「奇跡の一本松」を除く4つは不動産の建物であり、遺構としての構造物である。これに対し「奇跡の一本松」は、自然に属する木ではあるが、木としての生命は終わっており、震災後に人工的な保存処理を行っていることから、災害遺構とは解釈せず、本データベースからは除外する。

ただし、災害遺構が継承し、喚起する地域社会の集合的記憶を形成する意義、防災社会に果たす機能面については、災害遺構に限定することなく、後述する関連の災害情報を含めて考察の対象とする。

また、遺構に類似する言葉として、「遺産」、「遺跡」があり、遺構の定義に該当する対象物を「遺産」としたり、「遺跡」としたりする例も多数見られる。

遺産は、死後に残した財産であり、前代の人が残した業績や文化財などをいう。プラスのものだけでなく、「負の遺産」といういい方があるように、アウシュビッツ・ビルケナウ強制収容所や原爆ドームなどがあり、いずれもユネスコの世界遺産（文化遺産）に指定されている。これらの負の遺産を観光資源としてとらえる「ダークツーリズム」がある。この二つは遺構であり、遺産である。遺構の保存価値が高まることで、その価値がより高い「遺産」としての認識となるものと考えられる。

世界遺産には、イタリアの「ポンペイ遺跡」のように、火山噴火によって埋もれた古代都市も指定されている。

「遺跡」の語については、過去の人間の活動の跡が残されていることが確認できる場所、具体的には遺構もしくは遺物が残されている場所と定義されている。自然と文化の対比で言えば、人間の活動（文化）によるものであるので、文化に属するものと言える。遺構が構造物を表すのに対して、遺跡はその場所を意味する。災害遺構には、遺構物が一定の地理的エリアに複数所在するものもあるため、遺跡と根づけた方が良いものもあると考えられ、また実際に遺跡として公開しているところもあるが、近年、実践、研究において一般化している遺構の語を、本稿においては用いることにする。

2-2 先行研究

定義でみたように、災害遺構等の線引きをすることは難しい。災害の範囲についても、自然災害と戦災（戦争災害）や公害などの線引きも難しい。記憶をとどめ、継承する機能をもつ記念碑やモニュメント、また博物館やミュージアムの取り組みもある。ここでは災害記憶の継承に関する先行研究の広がりを見概観する。

（1）災害遺構、戦争遺構に関する研究

災害遺構や戦災遺構の保存に至るまでの経緯や課題、活用するための課題や方策に関する研究がある。

戦争関連の遺構に関する研究では、震災遺構と原爆ドームなどの負の遺産を比較した研究（内田、丹2012）がある。原爆の記憶の代表的存在となり、平和のシンボルとなった原爆ドームに関する研究（濱田2013）がある。沖縄の戦争関連の遺構に関する研究では、地域の歴史を理解する上で重要な存在となるには、その価値は時間的、空間的に広げ

たレベルで捉えるべきであるとする研究（清水、高橋 2010）がある。

ポーランドのホロコースト記憶に関する負の遺産を検討した研究は、アウシュビッツ強制収容所などがユネスコ世界遺産に登録され、価値が認められたことをきっかけとした住民の動きに着目している（加藤2017）。

スマトラ沖地震による津波で被害を受けた災害遺構の保存に至る政策プロセスに関する研究（島川2012）があり、コスタリカの事例から、「自然災害遺構」が防災の教訓を伝える条件について検討した研究（丸岡2014）などがある。

災害遺構を活用するための課題や方策に関する研究として、洞爺湖有珠山ジオパークに保存されている災害遺構の行政と地元組織との協働での運営・財源についての研究（石川2010）、人々の死や哀しみを対象とした災害遺構、戦災遺構、防災施設等を活用した観光、ダークツーリズム（井出2013）の研究がある。遺構の維持管理の観点からは、災害遺構の保存方策についての研究（高橋ら1999）があり、東日本大震災の「震災遺構」に関する研究では、津波伝承から最新の状況をまとめた研究（首藤、大石2014）がある。

震災遺構の定義や成り立ちに着目し、「震災遺構」という言葉がどのように生まれ、使用されているのか、「震災遺構」という言葉が「廃棄物」から「保存」に転換されることを示した研究（小川2015）がある。災害遺構の保存が教訓を伝える存在になるためには、遺構と防災教育を組み合わせなければならないことを論じている。

政府関係では、国土交通省都市局公園・緑地景観課の報告書（2012）は、「鎮魂及び復興の象徴となる都市公園のあり方」を検討したものである。既述した同年の民間有志の研究会の提言（3.11震災伝承研究会2012）とともに、大きな影響力をもつ内容となっている。

「遺構」ではないが、運搬可能な被災物を、災害直後から収集し、被災地の記録写真も撮影した事例としてリアス・アーク美術館（気仙沼市）の活動があり（リアス・アーク美術館2014）、ミュージアムの取り組みとしては、阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター編（2013）所収の各論文や、「災害の記憶研究会」の調査報告書がある。

（2）災害史を構成する災害情報

幅広い災害情報を視野に入れて、リスク・コミュニケーションをキーワードとして、災害の痕跡や風景も「災害史」を構成する「災害情報」であるとする視点が提起され、「長い年月をかけて、人びとの行動や生活を防災・減災に資する方向へと、意識的に、あるいは無意識のうちに導いていく災害情報を『言語的/非言語的』、『意図的/非意図的』に分類し、検討する」研究（矢守2013：154-157）がある。

その分類によれば、災害遺構に関連するものとして、痕跡・景観、モニュメント、博物館がある。痕跡には、自然（景観）そのものに属すると考えられるもの、災害によって破壊された人工物、被災が直接の引き金となって逆に生みだされた人工物などの種類があるが、その種別はそれほど明瞭なものではなく相互の境界はあいまいであるとする。そのうえで、痕跡・景観を「災害史」としてとらえる際に重要となる論点として、「記憶を宿す」、「他の方法との組み合わせ」、「間接的に暗示する」の3点を挙げている。

「記憶を宿す」は、痕跡・景観が記憶を喚起し、また宿すような体験を引き起こすことであり、「それを経験した人がしばしば積極的に残そうと図る」のも、逆に、「辛い経験を思い起こさせるから保存するのはいやだ」とそれに反対する人が存在するもの、この（記憶以上のものをとどめておく）ポテンシャルを実感しているからに他ならない（矢守2013：161-165）とする。記憶を喚起する力が働くことに注目している。

これらの痕跡・景観の多くが、現実的には、言語による意図的な同定などの方法と組み合わせられて「災害史」を構成しており、モニュメントとオーバーラップして機能していることも多いという。災害発生的事实を記し、また不幸

にして犠牲となった人びとを追悼するためのモニュメント（慰霊碑）は、災害後、意図的に建設・設置するもので、完全に意図性を帯び、「モニュメント交流ウォーク」という特別の活動と共に組織化されている点を指摘している（矢守2013：166-167）。

博物館は、災害を引き起こした自然現象のメカニズム、被害の状況、あるいは、被災からの復旧・復興のプロセスを理解しあつげると共に、そのことを通して、犠牲者の慰霊、災害の記憶の保全、将来の防災・減災への貢献などを主目的として、（特定の）災害に関する諸資料や諸活動を、意図的かつ集中的に集積・組織化した施設、を災害博物館の暫定的な定義としている（矢守2013：167-169）。

また、関連するジオパークについても注目している。ジオパークは、地質学的に見て重要な場所である地質遺産を複数含む、一種の自然公園とされているが、「痕跡」をベースにしつつも、実質的には「博物館」の一種、空間的に散開した博物館と考える視点を提供している（矢守2013：169-170）。

さらに、矢守は災害をあつかった小説、映画、テレビ番組、マンガなども視野に入れて考察の対象としているが、本論においては、災害史を構成する災害情報のもつ機能に加え、災害の痕跡、遺構が潜在的に孕んでいる「ポテンシャル」に特に注目していく。

2-3 法制度と政策対応

東日本大震災以前には、わが国には、災害遺構に関する法制度は存在しなかった。

東日本大震災後の災害対策基本法の一部改正（平成24（2012）年6月公布、施行）においては、防災、減災、復旧、復興等、災害対策に関わるあらゆる規定が見直されたが、その中で、「過去の災害から得られた教訓の伝承」についても、住民等の責務（第7条）並びに国・地方公共団体の努力義務（第8条）として明記された。

つづいて、復興庁は2013年に、「震災遺構の保存に対する支援」する方針を打ち出し、対応方針として、震災遺構の所在する市町村において、課題を整理の上、①復興まちづくりとの関連性、②維持管理費を含めた適切な費用負担のあり方、③住民・関係者間の合意が確認されるものに対して、復興交付金を活用して以下の通り支援するとした。

①各市町村につき、1箇所までを対象とする。

②保存のために必要な初期費用を対象とする。

③維持管理費については、対象としない。

④なお、住民意向を集約し、震災遺構として保存するかどうか判断するまでに時間を要する場合、その間必要となる応急的な修理等に係る費用や結果的に保存しないこととした場合の撤去費用については、復興交付金で対応するとしている（復興庁2013）。

こうした政策誘導が、東日本大震災の被災3県での震災遺構が多数保存維持される状況にもつながっているものと見られる。

2-4 災害遺構に関連する登録制度等

ここで、災害遺構と境界を構成し、あるいはオーバーラップする、すでに制度化されている（登録などの）関連領域の取り組みを把握しておきたい。

(1) 国土地理院 自然災害伝承碑

「自然災害伝承碑」とは、国土地理院が指定する、過去に発生した津波、洪水、火山災害、土砂災害等の自然災害に係る事柄（災害の様相や被害の状況など）が記載されている石碑やモニュメントであり、地域住民による防災意識の向上に役立つことが期待されている。これを国土地理院が、制定した地図記号「自然災害伝承碑」を地図に掲載し、かつて自然災害が発生した地域であることを示す。

自然災害伝承碑情報については、2020年8月21日より公開が開始され、2021年1月15日現在、公開数は47都道府県236市区町村741基となっている（国土地理院2021）。

(2) 震災伝承施設

「震災伝承施設」とは「東日本大震災から得られた実情と教訓を伝承する施設」であり、「事実や記憶、経験や教訓を伝えることで新たにできる教訓・伝承の道『3.11伝承ロード』を構成する施設」である。

登録要綱によれば、「東日本大震災に関する震災遺構、震災復興伝承館、祈念碑や慰霊碑等を『震災伝承施設』として登録し、東日本大震災から得られた個々の実情と教訓を、総体として広く国内外及び次世代に継承すること、あわせて地域の交流促進、地方創生及び地域の防災力の強化に寄与することを目的」としている。これらの施設については、震災伝承ネットワーク協議会（事務局：国土交通省東北地方整備局）が運用を行っており、令和3（2021）年2月現在、登録総数が271件となっている（震災伝承ネットワーク協議会2021）。

(3) ジオパーク

「ジオパーク」とは、地球科学的な価値を持つ遺産を保全し、教育やツーリズムに活用しながら、持続可能な開発を進める地域認定プログラムである。ジオパークは、地球・大地を意味するジオと公園を意味するパークとを組み合わせた言葉である。ユネスコの支援によって、世界ジオパークネットワークが2004年にできた。日本では、2008年に日本ジオパーク委員会が発足、日本のジオパークを認定する仕組みが作られ、認定した「日本ジオパーク」は43地域あり（2020年4月現在）、その内、9地域がユネスコ世界ジオパークにも認定されている（尾池2012：X）。

ジオパークは、地域特有の自然現象、火山、地震、気象など災害を引き起こす地球の活動を扱っていることから、地域の防災教育を担う役割も担っている。また、後述するが、ジオパークの運営組織である推進協議会が、そのネットワークをいかし、災害遺構なども活用しながら、地域防災に対するアドバイザー的な役割を担っているケースも少なくない（尾池2012：201-217）。また、こうした役割に関連し、ジオパークが地域固有の地球現象としての災害の痕跡としての遺構のガイドツアー、学習プログラムを提供しているところも少なくない。

(4) 地方自治体の取り組み

内閣府は、平成27年度に災害遺構等の活用方法について検討する「『災害遺構』の収集及び活用に関する検討委員会」を設置し、災害遺構等の種類やそれらの活用状況について、調査し活用方法をまとめた（内閣府2016）。具体的な活用例として、愛知県が地域に存在する災害遺構等を「歴史地震記録に学ぶ防災・減災ガイド」というマップ形式でとりまとめ、地域を散策しながら災害遺構等を巡り、地域の過去の災害を学ぶことができるもの（愛知県2021）として、平成28年版防災白書に紹介されているが、これ以外の地方の取り組みもある。

『四国の防災風土資源マップ』は、災害の様子や対応を伝える石碑などの防災風土資源を現地写真や資料・記録などから、その資源が生まれた背景や、今日の防災・減災対策に活かすために大切だと思う教訓・考え方を、工学的視点で解説したマップである（四国防災共同教育センター）。

このほか、佐賀県がまとめた『『過去の災害』から学ぼう！『人々の思い』佐賀の災害歴史遺産』がある（佐賀県2018）。このように、過去の災害から、教訓を学ぶための情報をまとめ、提供する地方自治体の取り組みにも注目しておく必要がある。

（５）総務省消防庁『全国災害伝承情報』

「全国災害伝承情報」は、各地域に残る貴重な資料を、国として整理集約し、インターネットを活用し広く一般に公開することを目的としたもので、平成16（2004）年度から平成18（2006）年度にかけて都道府県や市町村などの協力により、調査を通じて収集した情報が整理集約されたものである。この情報を通じて、身近な地域に残されている災害に対する教訓を伝え、防災意識高揚に役立てていただくとともに、防災教育用の教材としての活用が図られることが期待され、次の分類により、データベースが作成され、情報が公開されている（総務省消防庁2021）。

1）現在までに語り継がれる「災害」、2）防災に関わる「言い伝え」、3）個人による防災に係る取り組み、4）組織による防災に係る取り組み、5）防災に関する展示施設や体験施設、の分類となる。

（６）近代化産業遺産（経済産業省）

「近代化産業遺産」は、経済産業省が認定している文化遺産の分類である。2007年（平成19年）11月30日に33件の「近代化産業遺産群」と575件の個々の認定遺産が公表された。さらに2009年（平成21年）2月6日に近代化産業遺産群・続33として、新たに33件の「近代化産業遺産群」と540件の個々の認定遺産が公表された（経済産業省2021）。

この中には、関東大震災後につくられた隅田川橋梁群（永代橋、清洲橋、両国橋など9橋）に代表される震災復興橋梁群が挙げられる。また、帝都復興計画に基づいて、耐震性の高い鉄筋コンクリート造の小学校、公園、民間建築、近代集合住宅も含まれる。横浜市内（神戸市内、長崎市内も含まれる）の旧居留地時代のレジャー産業関連遺産なども、災害遺構ではないが、震災関連施設といえる。

（７）災害ミュージアム

災害に見舞われた被災地では、地域で起こった災害に関する資料を展示するミュージアムが設置されるケースがある。1995年の阪神・淡路大震災の後に設置された「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」、「北淡震災記念公園 野島断層保存館」、1999年のトルコのマルマラ地震災害の後に設置された「地震文化博物館」、台湾の集集地震の後に設置された「九二一地震教育園區」、2004年のインド洋津波災害の後に建設された「津波博物館」などである。これらの災害に関する資料を収集・保存するとともに展示を行っている施設を災害ミュージアムとした研究がある（坂本、矢守2010：88）。

この他、災害に特化していない他の分野のミュージアム、博物館であっても、災害に関する資料を収集し、保存、展示しているところもある。「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」は、「コロナ禍における災害伝承ミュージアム等へのアンケート」として、全国の施設に対し、コロナ禍の状況・対応等に関する実状を尋ねるアンケート調査を実施しているが、同報告書には、この調査に回答した全国の50か所のミュージアム施設等がリスト化されている（阪神・淡路大震災記念人と防災未来センター2020）。

3. 災害遺構の現状とその役割・機能

本論においては、過去に災害で被害にあった人達が、その災害からの教訓を将来に残したいと意図して残された構

建築物を災害遺構と暫定的に定義し、既述した先行研究、調査報告、登録制度データなどから、災害遺構に該当するものをデータベースとした。情報収集、データ作成の基本日時は、2021年3月末とする。

3-1 基本データ

本論における災害遺構の操作的定義に合致する災害遺構に関する情報を収集し、基本情報として、名称、所在地、連絡先、既存制度への登録等の有無、遺構の内容について、データを収集した。

3-2 原因となる災害区分

原因となる災害は、自然災害とする。戦争災害（戦災）、公害（企業などによる社会的災害）、原子力災害は対象としない。自然災害の分類については、地震、津波、火山（噴火）、水害（土砂災害）、その他とする。多くは火山噴火、阪神淡路大震災、東日本大震災などの地震、津波による被害となっている。

3-3 遺構としての設置（公開）時期

災害遺構の原因としての自然災害の発生、被害を受けた時期と、災害遺構としての設置（ないし公開）の時期をとらえる必要がある。後者については、維持管理の主体の存否や性格にも関係し、必ずしも明確でない場合もある。支援制度がつくられたのちにも、議論は行われているものの、時間がかかっているのは、原子力災害が大きな影響を与えている福島県内の取り組みである。震災遺構としての保存が決定している小学校が1か所、検討されているマリンパークが1か所で、いずれも帰還困難区域ではないものの、保存公開に向けて時間を要している。

原因となる自然災害の発生時期で分類すると江戸時代（1件）、戦前〔明治大正昭和〕（7件）、戦後（36件）。戦後の内訳は、阪神淡路大震災（4件）、新潟中越地震（1件）、東日本大震災（25件）、その他（6件）であり、戦前戦後にわたるもの（1件）となっている。

阪神淡路大震災については、モニュメント（慰霊碑）については広がりがあるが、残っている遺構が少ないのは、都市機能の復興を急いだ、災害遺構という概念が当時存在しなかった、という指摘がある。

東日本大震災後の数が多いのは、やはり被災地域が広域にわたっていること、震災遺構の保存の議論が起こり、政府もまた支援することを決定したことが大きいと考えられる。

原因となる災害発生の時期と遺構の保存決定、公開の時期には、当然ズレがある。その間の議論の舞台（委員会等）のプロセスの時間とその内容、合意形成のつくられ方などを見る必要がある。

東日本大震災の遺構による直接的な犠牲者がいない場合は保存に反対する声はあまり目立たないが、犠牲者がいる場合は保存と解体に意見が分かれる場合が多い。雲仙では土石流被災家屋と大野木場小学校の保存決定にそれぞれ5年、6年とかがっており、中越の木籠水没家屋は保存決定に11年かかっていることを見ても、合意形成には議論のプロセスと時間が必要であることがうかがえる。

3-4 遺構本体

保存の対象となる遺構本体は、人間が作った造形物の災害による影響の痕跡が物理的に残るもの、過去の建築物、工作物、土木構造物などが後世に残された状態で、不動産的なものを対象としている。地震による断層そのものを災害の痕跡として保存し、展示・防災教育に資する例もあるが、自然地形そのものは本論においては対象としない。ま

た、動産、パソコンやテレビ、自動車など、被災したものが災害の記憶継承、防災啓発などの目的で資料展示されている博物館・ミュージアムがあり、また災害遺構と組み合わせられて機能を果たしているものも多数存在するが、ここでは、写真や音声も含めて対象としていない。災害を記憶にとどめ、犠牲者の慰霊・追悼の意味で、災害後に石碑などのモニュメントが作られる場合も多いが、ここでは、災害の以前から存在し、影響を受けつつ、災害後も物理的に残っているものを対象とし、災害後につくられたものは対象としていない。

3-5 遺構の保存公開形態

遺構の保存公開の形態は多様な形がある。ここでは、付随する、あるいは関連する施設、公園、地域エリアとの関係で、つぎのように分類する。〔 〕内は分類したそれぞれに該当する数である。

まず、遺構単独型（遺構のみが存在する）〔14件〕、遺構エリア型（遺構が一定の地域エリアに点在する）〔1件〕、散策路（エリア）型（散策路に遺構が点在する）〔2件〕に分類した。

公園の中に遺構がある場合は、公園型（遺構中心）〔2件〕、公園型（一部）〔6件〕に分類した。

施設（ミュージアムなど）がある場合は、施設の一部型（施設の一部に付随して遺構が保存されている）〔5件〕、複合施設型（他の目的をもった多機能の施設に遺構が存在する）〔2件〕に分類した。公園と施設が一体的につくられる場合も多く、その場合は施設公園複合型〔12件〕として分類を行った。

3-6 遺構のもつ価値・機能

既述した3.11震災伝承研究会では、災害遺構を保存する意義として、以下の4つを提示している。「津波の恐ろしさを伝承」、「亡くなった方々を偲ぶよすが」、「復興のシンボル」、「そこにあった生活の記憶」（3.11震災伝承研究会2012）である。

その後、日本学術会議が出した提言「文化財の次世代への確かな継承—災害を前提とした保護対策の構築をめざして—」の中では、3.11震災伝承研究会の提言、復興庁による各自治体1件の震災遺構の保存初期費用を負担する方針の発出を受けて、次のように指摘している。「災害遺構（震災遺構を含む）は、多くの人命や生活を奪った動かぬ証であり、①鎮魂、②歴史事実、③災害の教訓、④復興への象徴の諸点において、後世に伝えるべき歴史的・文化的遺産としての高い価値をもつ」としている（日本学術会議2014）。

字句は異なるものの、「鎮魂」は「追悼」に、「歴史事実」は「生活の記憶」に、「災害の教訓」は「伝承」に、「復興への象徴」は「復興のシンボル」に、それぞれ対応するものと考えて大きな違いはないであろう。

宮城県の震災遺構有識者会議では、候補施設の検討に先立ち、震災遺構の保存の意義（震災遺構の役割）について検討を行い、「鎮魂」、「災害文化の伝承」、「地域を越えたメッセージ性と次世代への継承」の3項目にまとめている（宮城県震災遺構有識者会議2015）。

石原は、災害遺構の価値を大別し、「歴史的価値」「追悼的価値」「教育的価値」「まちづくり上の価値」「経済的価値」の5つに分類した。歴史的価値とは、災害当時の記憶や災害の恐ろしさを後世へ継承するという価値であり、当時の記憶だけでなく生活や文化の伝承もここに含まれる。追悼的価値とは、被災者への追悼としての価値に加えて、鎮魂の場としての価値もここに含まれる。教育的価値とは、防災教育や地域教育の拠点としての価値である。まちづくり上の価値は、地域や復興のシンボルとしての価値である。経済的価値は、観光資源としての価値や、地域経済の活性

化に資する価値である（石原2019：3-4）。

日本学術会議の遺構の意義が4つにまとめられているのに対して、石原はその価値を5つに分類している。それぞれの対応関係を見ると、「復興の証」という意義が、「まちづくり上の価値」と「経済的価値」に分けられて析出されていると考えられる。

これらの先行研究をふまえると、表現は若干異なるものの、その意味内容は災害遺構を残していこうとする主体の願い・祈りを反映させているものと考えられる。そこで本研究においては、災害遺構の意義、保存維持の機能として、識別可能な指標の有無やその内容から、1) 記憶継承、2) 慰霊追悼、3) 教訓伝承（教育学習）、4) 復興象徴（まちづくり）、5) ツーリズム（観光資源）が見られるかどうかについて、検討を行った。データベース一覧には、それぞれ「記憶」「追悼」「学習」「復興」「観光」と表記した。

指標については、1) 記憶継承は、災害遺構自体の存続、2) 追悼鎮魂には、慰霊碑・追悼碑・モニュメントなどが設置され、慰霊・鎮魂・追悼の場・対象となっているか、3) 教訓伝承（教育学習）には、事実をつたえる展示などの機能があるか、教訓を防災学習・教育に活かす場やプロジェクトが提供されているか、について情報収集を行った。4) 復興象徴（まちづくり）については、合意のもとでの被災地域コミュニティの多様な主体の参加の状況、被災した地域の住民、学校の児童・生徒などの慰霊の思いの共有という役割もあると考えられる。5) ツーリズム（観光資源）については、ジオパークや災害復興の活動を行う地元団体、NPO、学校の生徒などが伝承を行ったり、また、ガイドツアーの行程に組み込むことが行われているかどうかについて情報収集した。

3-7 設置主体および推進（運営）主体

災害遺構を保存し、維持し、その機能を果たしていく主体の性格も重要である。

保存公開に向けた願いをもつ原動力としての主体と遺構の所有者が異なることは当然ありうる。また、遺構物の所有者、それを災害遺構として公開する設置の主体、同一の場合もあれば、異なる場合もあると考えられる。また、設置主体と、それを保存維持し、機能を発揮させていく推進（運営）主体の性格も重要となる。保存決定にいたる運動主体とその後の維持運営にかかわる主体の性格が、時間とともに、また異なる主体によってその性格が変化することは起こりうる。また、それは、個人や単一の団体（企業や自治体など）の場合もあれば、ジオパーク運営協議会のように、地域協議会など、団体が構成するネットワークが推進・運営しているケースもある。また、公園、施設のように運営主体があるものに加えて、記憶継承や教訓伝承などの役割を被災住民やその思いをもち、共有する市民グループ、NPOなどの団体が実質的なガイド・学習プログラム提供を行ったりする場合も多く見られる。こうした協力推進団体の存在も重要な役割を果たしており、災害遺構の「運動性」「市民性」「地域性」の現れと考える必要がある。

ここでは、現存する災害遺構として、公開後の設置、推進（運営）主体を対象とする。設置主体・維持運営主体として、個人、団体があり、団体には、企業、民間（NPOなど非営利・営利）団体、公（国・自治体・公的団体）、加えて地域協議会・ネットワークに分類して把握する。

具体例として、陸前高田市では、高田松原津波復興祈念公園のエリアに5か所の震災遺構が存在し、遺構の所有者、管理主体はいずれも陸前高田市であるが、公園を管理運営する、国営追悼・祈念施設としての東日本大震災津波伝承館については、県が直接管理運営を行う形態（直営）となっている。

設置主体、推進（運営）主体にも関連するポイントとして、設置にあたって、また維持運営にあたっての資金源、財源について検討する必要がある。それが私（民間）なのか、民間の助成団体なのか、寄付を募るファンドなのか、公なのか、あるいは公私協働の組織なのか、である。資金面での例としては、雲仙噴火や中越地震では復興基金が大きな役割を果たした。東日本大震災では復興庁が復興交付金の拠出を打ち出したこともあるが、今後は維持費に関する仕組みが整うことが望まれる（石本、安武2019：26-27）という指摘がある。

4. 国内の災害遺構データベース

上記の情報から、本研究の災害遺構の操作的定義に合致する遺構、施設等のデータベース化を試みた。その結果、2021年3月現在、全国に45か所の自然災害遺構が保存され、維持運営されていることがわかった。

原因災害別にみると、有珠山火山噴火関連4件、東日本大震災関連25件、浅間山火山噴火関連1件、関東大震災関連6件、三宅島火山噴火関連1件、新潟中越地震関連1件、立山土砂災害関連1件、阪神淡路大震災関連4件、雲仙普賢岳火山噴火関連2件、合計45件となった。

情報収集による調査には限界があり、この他にも本暫定定義による災害遺構が存在する場合もあると考えられるが、本研究の現在の段階の把握の結果として整理をしておきたい。

表1には、名称、所在地（都道府県市町村）、災害区分、形態、価値・機能、既存登録、ジオパーク関与の情報を一覧にして暫定的な把握として掲載する。

表1 国内の災害遺構データベース（2021年3月暫定版）

NO	名称	所在地	災害区分	形態	価値・機能	既存登録	ジオパーク関与
1	金比羅火口 災害遺構散策路	北海道 洞爺湖町	噴火	散策路（エリア）型	記憶・復興・ 学習・観光		有珠山洞爺湖 ジオパーク
2	西山山麓火口 散策路	北海道 洞爺湖町	噴火	散策路（エリア）型	記憶・復興・ 学習・観光		有珠山洞爺湖 ジオパーク
3	1977年火山 遺構公園	北海道 壮瞥町	火山活動	公園型（遺構中心）	記憶・復興・ 学習・観光		
4	昭和新山鉄橋 遺構公園	北海道 有珠郡壮瞥町	火山活動	公園型（遺構中心）	記憶		
5	米田歩道橋	岩手県 野田村	地震・津波	遺構単独型	記憶		
6	震災遺構 明戸海岸防潮堤	岩手県 田野畑村	地震・津波	遺構単独型	記憶・復興・ 学習・観光	震災伝承施設	三陸ジオパーク
7	羅賀ふれあい公園	岩手県 田野畑村	地震・津波	公園型（一部） 津波石	記憶・追悼	震災伝承施設 自然災害伝承碑	三陸ジオパーク
8	島越ふれあい公園	岩手県 田野畑村	地震・津波	公園型（一部） 宮沢賢治詩碑	記憶・追悼	震災伝承施設	三陸ジオパーク
9	津波遺構 たろう観光ホテル	岩手県 宮古市	地震・津波	遺構単独型	記憶・復興・ 学習・観光	震災伝承施設	三陸ジオパーク
10	田老防潮堤	岩手県 宮古市	地震・津波	遺構単独型	記憶・防災	震災伝承施設	三陸ジオパーク
11	震災メモリアル パーク中の浜	岩手県 宮古市	地震・津波	施設公園複合型 キャンプ場トイレと 炊事場	記憶・追悼・復興・ 学習・観光	震災伝承施設	三陸ジオパーク
12	JR陸中山田駅 の大時計	岩手県 山田町	地震・津波	公園型（一部） 大時計（移設）	記憶・復興	自然災害伝承碑	
13	大船渡市民体育館 前屋外時計	岩手県 大船渡市	地震・津波	施設の一部型 屋外時計	記憶	震災伝承施設	
14	陸前高田 ユースホステル	岩手県 陸前高田市	地震・津波	施設公園複合型	記憶・追悼・復興・ 学習・観光	震災伝承施設	三陸ジオパーク

15	旧道の駅 タピック45	岩手県 陸前高田市	地震・津波	施設公園複合型	記憶・追悼・復興・ 学習・観光	震災伝承施設	三陸ジオパーク
16	気仙中学校	岩手県 陸前高田市	地震・津波	施設公園複合型	記憶・追悼・復興・ 学習・観光		
17	下宿定住促進住宅	岩手県 陸前高田市	地震・津波	施設公園複合型	記憶・追悼・復興・ 学習・観光		
18	気仙沼市東日本 大震災遺構・伝承館	宮城県 気仙沼市	地震・津波	複合施設型 (旧気仙沼向洋高校)	記憶・追悼・復興・ 学習・観光	震災伝承施設	
19	南三陸町 旧防災対策庁舎	宮城県 南三陸町	地震・津波	施設公園複合型	記憶・追悼・復興・ 学習・観光	震災伝承施設	
20	プライダルパレス 高野会館	宮城県 南三陸町	地震・津波	遺構単独型	記憶・追悼・復興・ 学習・観光	震災伝承施設	
21	大川小学校	宮城県 石巻市		遺構単独型	記憶・追悼・復興・ 学習・観光		
22	東松島市東日本 大震災復興祈念公園	宮城県 東松島市	地震・津波	施設公園複合型 旧野蒜駅の プラットホーム	記憶・追悼・復興・ 学習・観光	震災伝承施設	
23	震災遺構仙台市立 荒浜小学校	宮城県 仙台市若林区	地震・津波	遺構単独型	記憶・追悼・復興・ 学習・観光	震災伝承施設	
24	震災遺構仙台市 荒浜地区住宅基礎	宮城県 仙台市若林区	地震・津波	遺構単独型	記憶・追悼・復興・ 学習・観光	震災伝承施設	
25	名取市震災 メモリアル公園	宮城県 名取市	地震・津波	施設公園複合型 閑上小学校前歩道橋	記憶・追悼・復興・ 学習・観光	震災伝承施設 自然災害伝承碑	
26	千年希望の丘	宮城県 岩沼市	地震・津波	公園型（一部） 集落跡地	記憶・追悼・復興・ 学習・観光		
27	いわぬまひつじ村	宮城県 岩沼市	地震・津波	遺構エリア型 集落跡地	記憶・観光	震災伝承施設	
28	山元町震災遺構 中浜小学校	宮城県 山元町	地震・津波	複合施設型	記憶・追悼・復興・ 学習・観光	震災伝承施設	
29	請戸小学校	福島県 浪江町	地震・津波	遺構単独型	記憶・追悼・復興・ 学習・観光		
30	木籠メモリアル パーク	新潟県 長岡市	地震	公園型（一部） 被災した家屋	記憶・復興・ 学習・観光		
31	鎌原観音堂	群馬県 嬬恋村	噴火	施設の一部型 被災した石段	記憶・追悼・ 学習・観光		
32	横網町公園	東京都 墨田区	地震	施設公園複合型 被災した構造物等	記憶・追悼・復興・ 学習・観光	自然災害伝承碑	
33	旧横浜駅遺構	神奈川県 横浜市西区	地震	遺構単独型	記憶		
34	二代目横浜市庁舎 基礎遺構	神奈川県 横浜市中区	地震	施設の一部型	記憶		
35	赤レンガ倉庫・ 旧税関事務所遺構	神奈川県 横浜市中区	地震	施設の一部型	記憶・観光		
36	山手80番館遺跡	神奈川県 横浜市中区	地震	遺構単独型	記憶・観光		
37	旧モリソン商会 震災遺構	神奈川県 横浜市中区	地震・津波	遺構単独型	記憶・観光	神奈川県指定 重要文化財	
38	阿古小学校跡	東京都三宅村	噴火	遺構単独型	記憶・観光		
39	立山砂防施設群	富山県 立山町	水害	遺構エリア型 砂防事業遺構	記憶・復興・ 学習・観光	とやまの文化 遺産	
40	東遊園地 「慰霊と復興の モニュメント」	兵庫県 神戸市中央区	地震	公園型（一部） 被災構造物	記憶・追悼・復興・ 学習・観光	自然災害伝承碑	
41	RC橋脚、 伸縮装置、支承	兵庫県 神戸市中央区	地震	遺構単独型 (複数)	記憶		
42	神戸港震災 メモリアルパーク	兵庫県 神戸市中央区	地震	施設公園複合型 被災岸壁	記憶・追悼・復興・ 学習・観光	自然災害伝承碑	
43	北淡震災記念公園	兵庫県 淡路市	地震	施設公園複合型 神戸の壁	記憶・追悼・復興・ 学習・観光		
44	土石流被災家屋 保存公園	長崎県 南島原市	噴火	施設公園複合型	記憶・追悼・復興・ 学習・観光		島原半島 ジオパーク
45	旧大野木場小学校 被災校舎	鹿児島県 南島原市	噴火	施設の一部型	記憶・追悼・復興・ 学習・観光		島原半島 ジオパーク

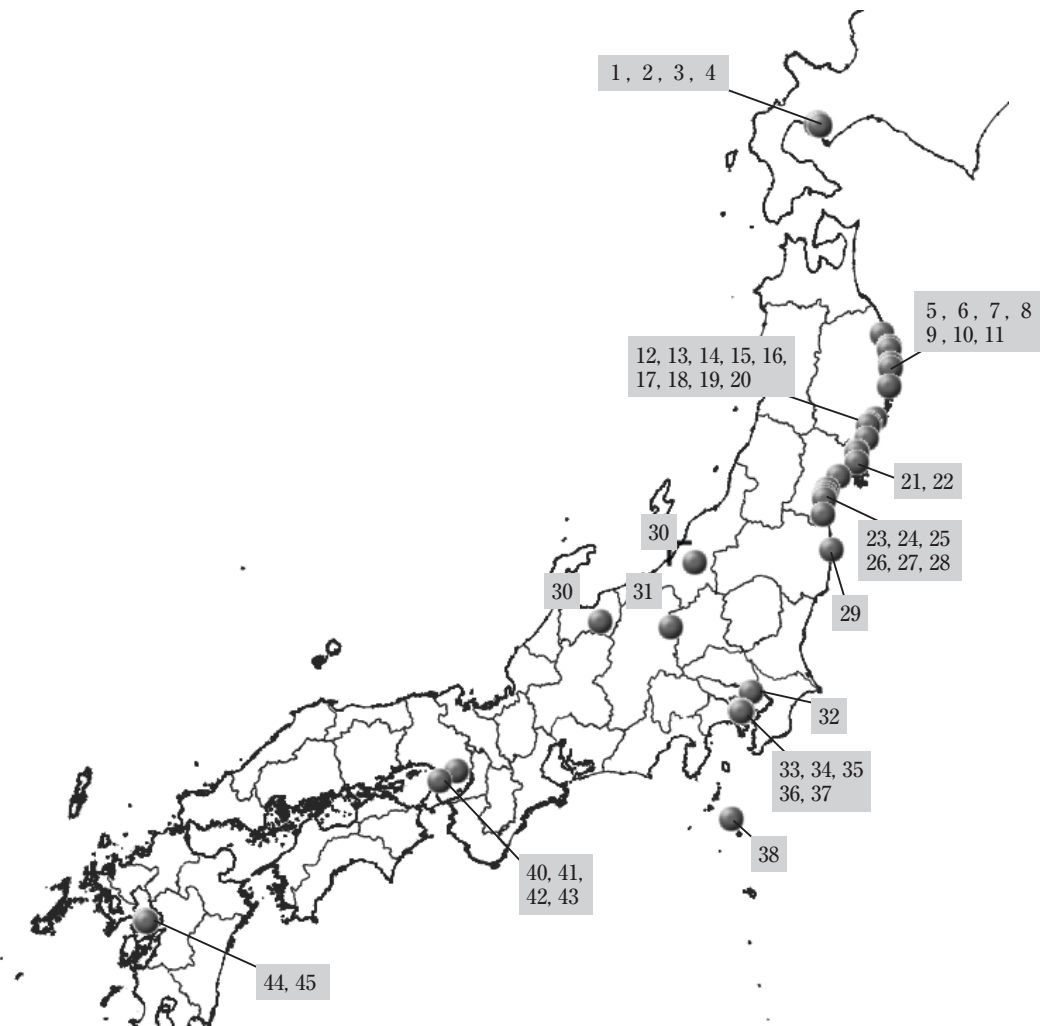


図1 国内の災害遺構所在マップ（2021年3月現在）
 （国土地理院地図を加工して筆者作成、番号は表一覧のNoに対応）

5. 考察～災害遺構の価値・機能

データベース作成において分類した5つの価値・機能は、当然、相互に関係しており、単独では成立しにくいものといえる。別々の価値・機能という理解ではなく、「誰が」、「誰に対して」という関係性によっても変わってくる性格があるだろうと思われる。したがって、災害遺構の価値・機能、その力を理解する手がかりとなる視点から考察してみたい。

5-1 慰霊・追悼・モニュメント

災害の犠牲者を慰霊追悼する対象として、石碑が建立されることが多い。

石碑とは、人類が何らかの目的をもって銘文を刻んで建立した石の総称であるというのが辞書的な定義である。「碑」の字にも石が含まれており、石が碑として使われることが多い。墓石も石である。

銘文が刻まれるところが石碑の特徴といえる。古い時代からも建立され、津波伝承碑を代表として、災害の慰霊碑、石碑の数は圧倒的である。

災害遺構自体が慰霊・追悼の対象物であるところもあれば、災害遺構の近くに石碑が建立されることも少なくない。石碑が多いものの、それに限定されず、多様なものが慰霊の対象となりうる。阪神淡路大震災のモニュメント（慰霊

碑)の研究は、震災の前から存在していたものを震災後にモニュメント化する自然発生的モニュメントと追悼や教訓などのメッセージを共有することを目的として作られる人為的モニュメントに分類している(渡辺2011:9-10)

災害遺構は、前者にあたり、モニュメントの性格をもった、あるいはモニュメントを伴った災害遺構である。阪神淡路大震災後は、後者が多くつくられ、こうした慰霊碑などを〈震災モニュメント〉と名付け、そのモニュメントをめぐる交流ウォークが1999年以降始まり、続けられている(井上2007:284)。

震災のモニュメントを「阪神・淡路大震災に関する『何か』をあらわすことを意図して設立された建築物」と定義し、この定義を満たす116のモニュメントを対象とした今井の研究がある。

「対面関係か非対面関係か」「生か死か」という2つの軸による4つの象限に分けた上で、モニュメントの主要な設立主体(学校関係・地域組織・宗教組織・行政・奉仕団体)ごとに分類し、主体別の傾向をみている。

学校、行政、宗教組織、奉仕団体が設立主体の「職務」の範囲内にモニュメントの性格が存在するのに対して、地域組織(<対面関係の死>が多い)だけが「職務」ではないかたちでモニュメントをつくってきたという。そのモニュメントには、文字が少なく、対面的な死者を追悼する場合が多いという特徴があり、重要な側面として、身近な人の死に対する追憶の秩序によって共同性が保たれていく、そのような型式としてモニュメントがあるとしている。また、地域組織が設立したモニュメントの銘文には「わたしたち」という言葉が使われていることが多いという(今井2001:416-426)。

この「対面関係」、「非対面関係」の用語は、「個人の祈り」と「街の祈り」に置き換えることができるかもしれない。モニュメントから交流ウォークを見てきた井上によれば、個人の祈りから街の祈りへ意味合いが変わり、助け合いの記憶までよびさますモニュメントになっているとしている。かけがえのない個人の「悲しみを伝え続ける」祈りから、「助けあいの記憶、記憶の共有」の祈りが時間の経過とともに、集合的な祈りに変容するのではないかと分析している(井上2007:284-286)。また、地域に慰霊碑ができることで、それまで地域の慰霊式に参加しなかった遺族が参加されたというエピソードがあり、そのことは、モニュメントが「慰霊力」を発揮した例であるとしており、また、復興を成し遂げた街で、しかし犠牲者を忘れないという意味では、生者と死者の絆に変容しているとしている(井上2007:284-286)。

こうした対面から非対面への変化、個人から地域への祈りの集合に注目したい。災害遺構の慰霊・追悼の機能にもモニュメントのもつ祈りを共有する機能が働くと考えことは決して飛躍した想像ではないと思われる。

犠牲者のいなかった遺構が保存されやすい傾向があることは既にふれたが、井出は、個別的な死の、大切なかけがえのない人を失った慰霊・追悼という祈りがまったく不在の集合的なシンボルとしてのモニュメントも考えにくいとする(井出2016:44)。遺構があることで、見ることがつらいという遺族の意見があって、すぐに解体に向かうのではなく、個別的な人の物語をもつ遺構がモニュメントとしての記憶の継承や喚起する地域コミュニティの共同の祈りの対象となり、集合的記憶を形成する媒介となっていく、そのような共有のためには、賛否を含めた議論の場、そして議論のプロセス、時間が必要であることは言うまでもない。遺族に対しては、地域全体で死の記憶を共有することが亡くなった方へのご供養につながるだけでなく、後世の人々への大切な教訓となる点についても粘り強く説明を重ねていくべきではないだろうかとしている(井出2016:45)。

5-2 教訓伝承（教育・学習）

被災経験を後世に継承していこうとする活動に、遺構や遺物の保存・公開、モニュメントの建立、被災体験の語り継ぎなどの活動が生まれていることは既に述べている。こうした活動は、被災の苦悩や悲痛さを喚起するものとして、反対もしくは距離を置く人びとも存在するが、大規模災害の集合的記憶を、モノを介して保存・伝承（物象化）したり、言葉により語り継いでいく（物語化）活動を同じ地平から、そのプロセスを検討しようとする研究がある（林2018）。

こうした被災経験を語り継いでいく活動は、東日本大震災の被災地では、「語り部活動」として展開されてきた。震災遺構が残ってなくても、語り部ガイドツアーの参加によって震災遺構を訪れた場合と同じように、災害に関わる意識が強まる可能性が示唆されている（佐々木ら2020：49-54）。

東北3県の震災伝承施設では、「語り部活動」が把握されているが、施設のないところの語り部活動の情報把握は、宮城県では県内の主な語り部団体の状況をまとめおり（2018年3月末現在）、20の個人・団体を把握している（宮城県2018）。

やはり施設が存在し、運営されていることは、ガイドツアーや学習機会にアクセスできる接点があることを意味しており、それらを体系的に安定的に継続的に提供できることが利点といえる。

語り部の活動は、その直接の体験者を欠いた場合、急速に停滞し、記録や記憶の保存・継承に困難が生じる危惧があるが、歴史的事実としての意味づけに加えて、将来への効果、事前防災や応急対応に繋がり、被害の拡大に歯止めをかけることが可能な知恵や技能を教訓として学ぶことの意義を付加することができる動機づけや、語り部活動・伝承活動のための空間的な装置として災害遺構の存在意義は大きいとする研究がある（石原2019：2-5）。

また、震災遺構を活用した教育方法の実践研究がある。

震災遺構を「来訪者に震災の記憶を伝承することを目的とする社会的装置」ととらえ、「その役割には深刻な葛藤がつきまとう」ことは確かであるが、そうした「さまざまな思いが交錯する場としての震災遺構に向き合うことで、社会を生きるわたしたちの〈いのち〉や〈くらし〉を深く問い直していくような学びが可能になる」としている（小田ら、2019：455）。震災を経験していない人びとにとっては、とりわけ現実やそこに関わる多くの者の記憶と向き合うことができ、そのような学びを成立させるための、震災遺構の活用は有意義であるとし、そのために、学習の体系化、構造化が必要だとしている（小田ら、2019：455）。

その教育計画には、以下のような多様な学び方の組み合わせが求められる（小田ら、2019：456）とする。

○特定の時間と場所に発生した固有の出来事に関する知識の習得（遺構の現地訪問、関係者聞き取り、地域資料の読み取りなど）、○災害に関する一般化・体系化された知識の習得（防災副読本、各種統計など）、○安全確保の方法などに関する体系化された知識の習得（各種マニュアル類）、○災害状況シミュレーションなど、課題解決の中で習得済みの知識を活用する学び、○安全確保・地域復興・社会構想など、「答えのない課題」に対する探究的な学びなど、である。

実際に小田らは、仙台市内外の学校が荒浜小学校遺構（No23）で現地学習を展開している事例から、こうした実践は、今後整備・公開が進む他の「学校遺構」の活用に対しても、効果的な訪問・活用の先例を提示できるとし、これらの教育実践をポータルサイト等で共有する展開をめざしたいとしている（小田ら、2019：457-458）。

教訓伝承（教育・学習）の機能を災害ミュージアムが発揮していることは既に述べた。口承の語りや文字記録など

も含めた災害情報を展示し、学習教育に資することも、教訓伝承（教育・学習）の重要な機能であるが、実際、災害遺構には、このような展開を行うミュージアムの一部であったり、ミュージアム機能が併設されているところが少ない（19か所）。

本論においては、「教育」に教え伝える側の意思を、「学習」に学ぶ側の動機のニュアンスを含めているが、これは対立する概念ではなく、教育・学習という一体の営みのそれぞれ別の側面に過ぎない。相互的な教育・学習のプログラムを共同で創り出していく営みこそが、災害遺構のもつ価値を高め、機能を強化していくことに他ならない。その意味では、災害遺構単独よりも、ミュージアムなどの施設併設ないし複合の機能をもつ遺構が、遺構を残そうという意図、願いを教訓の伝承、防災教育への機能をより強くもっているといえるのではないかと考える。

そのような意味では、遺構リストに 8 校の学校（小・中・高等学校）が含まれている。教育のための施設である学校が、災害の伝承施設に、また防災教育施設として再構築され、リノベーションされることは、遺構の新たな役割を見出し発揮するためには、非常にふさわしいことのように思える。

5-3 ツーリズム（観光資源）

雲仙普賢岳の火砕流被害の遺構保存（No44,45）が地域住民の合意を得られた背景には、やはり観光客の減少があり、そこに地元からの観光資源としての期待があったからである。東日本大震災以前も、ツーリズムを復興、地域振興の方策ととらえる試みはあったが、やはり大きな議論を巻き起したのは、東日本大震災以後である。

ウクライナのチェルノブイリ原発事故のエリアへの視察ツアーから、「福島第一原発観光地化計画」が東浩紀らによって提案され、井出らによって、ダークツーリズム（Dark tourism）が提唱され、震災遺構もダークツーリズム化することが提唱された。

ダークツーリズムは、1990年代にグラスゴーカレドニアン大学のジョン＝レノン教授とマルコム＝フォーリー教授によって提唱された概念である。ダークツーリズムでは、観光を「楽しいもの」「愉快なもの」と考えるのではなく、学びの手段として捉えている。そして「死」や「災害」と言った人間にとってつらい体験をあえて観光対象とする新しい観光のカテゴリーである。日本においても、ダークツーリズムという言葉は使われていなくとも、これまで広島原爆ドームや沖縄におけるひめゆりの塔などは観光資源として機能しており、日本人にとっても非常に馴染み深い観光形態でもある（井出2013）とする。

災害のツーリズムでは、震災の教訓を後世に伝えるために南三陸ホテル観洋が毎日運航している「語り部バス」が2017年ジャパン・ツーリズムアワード対象を受賞している。高野会館（No20）はこの「語り部バス」の運行ルートにある震災遺構施設である。ここでは、ツーリズムが先行して、運行ルートにある遺構が先にあったわけではない。これまで見てきたように、追悼や教訓伝承（教育・学習）の機能と同じ願いから、ツーリズムが生まれている。

「福島第一原発観光地化計画」の提唱は、深刻な原子力汚染から帰還を許されない避難者に対して、観光のもつ言葉の楽しさ、軽さに否定的な、拒否的な反応が沸き起こり、ダークツーリズムという言葉は、被災地がダークなのかという否定的なイメージが付与されて、定着することはなかったのであるが、その提唱の意味はやはり問われていかなければならない。

宮城県仙台市の震災遺構荒浜小学校（No23）を事例に、震災遺構の有する機能や効果を明らかにする研究がある。来訪者の多くが震災遺構の再訪に、また、他の震災遺構の訪問に意欲を示したことから、震災遺構が災害や防災に関

する「意識変化を得る場」として機能し、従来のツーリズムで重視された気晴らしや楽しみではなく、災害や防災に対する「意識変化」を得る新たなツーリズムの姿を示している。震災遺構を拠点としたツーリズムには、地域振興や防災教育などの新たな可能性があることが示唆されている（松岡2020）。

「阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター」のように、校外学習・修学旅行を対象とした、学習プログラムを用意し、参加を促しているところがあり、伝統的にも、広島原爆ドーム、沖縄での平和教育などが修学旅行の目的地となることは多い。岩手県陸前高田市の「東日本大震災津波伝承館」（No18）では、2020年度修学旅行や校外学習での来館は215校、1万人余りとなっている。修学旅行先に、教育学習プログラムが用意されている災害遺構を含めていくこと重要なことと思われる。

近年、教育界では体験的活動を含む「アクティブ・ラーニング」が流行語のように使用されており、震災前からプログラム化された多くの自然体験と民泊を含む新しい防災のコンテンツを持つ教育旅行の可能性を示唆している（丸岡、泰松2016：233-238）。このように、修学旅行は、「従来から日本に存在していた“学習観光”」であり、その内実をより実質化させることに災害遺構は寄与するという見方があり、そのための方法論を明らかにしていく必要があるだろう（井出2013）。

「復興ツーリズム」という用語をあてた研究では、「復興ツーリズム」は、旅行商品となり持続可能な開発が進むことでツーリズム自体が復興の一助となりうるとする。東日本大震災の被災地は共通して、震災前から定住人口の減少を交流人口の増加で補いたいと考え、観光振興に取り組んできた。そのため、自治体が期待するのは、交流人口増による地域の総生産への貢献であり、その文脈で「復興ツーリズム」をとらえている（丸岡、泰松2016：238）。

被災地への復興ツーリズムには、ツーリストが被災地にお金を落とす役割だけでなく、被災地域・住民が、かけがえのない個別的な悲しみの記憶をつなぎ合わせ、ツアープログラムを組み立て、被災経験を語り、伝承することをおして、それらが集合的記憶として再構成され、地域社会が新しいアイデンティティをつくりだす取り組みにつながっていくと考えられる。

5-4 遺構の維持運営形態

災害遺構の価値・機能について見てきたが、ここで少し角度を変えて、災害遺構を残そうとする、保存維持に向けた運動、取り組み、さらにそれが決定された後の、維持運営の形態について、検討する。

国内の災害遺構3か所（NO30, 44, 45）の維持管理方法に関する石原らの研究によれば、維持管理に関わる主体は、行政機関や所有者等の複数の主体が役割分担を行って、保存や維持管理に関わっている実態がある。そのことで、一つの主体がすべて維持運営を行うのではなく、費用負担者や管理者等の役割分担により、持続可能性が高まっていると見ている。また、地域の多様な主体の協力によって、多様な主体が関わる地域資源になり得る可能性を示唆しており、地域の多様な主体の協力関係が重要であると示唆している（石原、松村2013：862-866）。

この主体の中では、地方行政、自治体の役割が非常に大きいものがある。自治体が条例を作成し、防災、教育、産業等へ位置付けを行い、教訓の伝達や防災意識の向上、追悼や風化の防止、復興等、震災遺構の整備目的とも関連させて作成されている。震災遺構の保存や活用に関する9つの条例を取り上げた研究からは、震災遺構の保存や管理を主な目的とした条例があり、また、震災遺構を震災を伝承・祈念する施設、公園、制度と一体的に捉えた条例がある（西坂2020：314-315）。

さらに条例は、遺構の管理について定めており、自治体や管理者による震災遺構への管理義務が定められているが、震災遺構の安全を確保するための必要な措置を規定している。管理の委託、代行、指定管理、さらに指定の手続き、業務の内容、が定められている条例もある。

これらの条例がつくられた時期は、2014年から2018年であり、これは復興庁が震災遺構の保存に対する支援を表明した2013年11月以後であることから、やはり国の支援が大きな意味を持っていることがわかる（西坂2020：315-316）。

宮城県の「検討有識者会議」（宮城県2017）では、震災の記憶・教訓の伝承の基本的な考え方として、① 伝承の対象（「誰に」）② 伝承の内容（「何を」）③ 伝承の方法（「どのようにして」）④ 伝承の主体（「誰が」）の検討が行われたが、④の伝承の主体（「誰が」）、すなわち維持管理の主体は、「東日本大震災の経験の有無に関わらず、行政、団体、すべての県民が各々の役割を担い、主体となって伝承する」としている。また、「県外・国内外からの震災情報対応の一元的窓口機能や語り部・震災遺構等のネットワーク化とマネジメントを安定的に継続するためには、官民連携の中間支援組織の立ち上げを検討する必要がある。」

最終報告書（宮城県2018）では、より具体的に「取組主体（現在）として、震災の記憶・教訓の伝承は、県内各地において、住民や語り部のほか、町内会、自主防災組織、PTA等の地縁団体、語り部団体、DMO（観光地域づくり法人）、支援団体等といった NPO等各種団体、福祉団体、企業、メディア、学校、行政（県・市町村）などの多様な主体が取り組んでいく必要がある」としている。

また、「県全体の伝承をネットワーク化し、牽引する組織」に求められる機能として、（ア）震災記憶・教訓の収集・整理・活用（イ）教育・研修（ウ）発信・交流（エ）ネットワーク・マネジメントが必要としている（宮城県2018）また、実効ある官民連携の組織とするための課題として、（ア）組織の形態（イ）人材確保（ウ）持続性（財源確保等）（エ）立ち上げ方法・時期が課題となるとしている。また、拠点機能を発揮している主な組織の先行事例として、公益財団法人ひょうご震災記念21世紀研究機構、公益社団法人中越防災安全推進機構が挙げられている（宮城県2018）。

また、災害遺構をフィーチャーするネットワーク型の組織としてジオパークの実践がある。

自然の脅威や災害の歴史を学び体験できる減災教育や減災文化を育む、震災で疲弊した地域経済を回復するために、行政・住民・民間企業等による新たなコミュニティをベースにした多様な主体の参画可能な連携組織の必要性から、ジオパークが自治体・大学・博物館・NPO・民間企業からなる推進協議会を組織している事例がある。減災教育や観光振興に震災遺構を活かす推進協議会によるエリアマネジメントによる震災遺構を管理運営についての研究がある（石川2016：29-32）。

事例としては、三陸ジオパーク推進協議会を取り上げて、ジオパークの理念に共感する地域内の多種多様な人々や団体をつなぎながら産学官民の社会関係資本を築き、人材・情報・資金を調整するエリアマネジメント組織である。大学や博物館の役割は、学官からなる学術専門部会で震災遺構のリストアップや保存方法及び観光動態を捉え、施策を提案しながら国・県職員を結び付け、地域住民の願いの実現を図るコミュニケーターを担っており、そのため推進協議会は、地域内外の人々や団体と合意形成を図りながら地域全体を方向付け、行動できる橋渡し型（水平）の社会関係資本を築くべきであるとし（石川2016：29-32）、大学や博物館とジオパーク推進協議会との連携のあり方については、地域遺産の調査研究、リスト作成、地域地形の特徴を活かした教材開発、ビジネス創出支援、包括的連携協定が必要だとしている（石川2016：35-36）。

5-5 集合的記憶の形成

阪本は、ノラの記憶に関する議論を用いて、災害ミュージアムの役割を集合的記憶の形成とした（阪本2017：88-89）。

記憶をとどめるために創り出される、文章、写真、映像、記念碑、記念日、記念式典、史料、ミュージアムなどは「記憶の場」であり、「記憶の場」を生み出すのは、そのままでは忘却されてしまうという意識で、記憶を継承するという目的で意図的に創りだされる。これらの記憶の場は、集合的記憶が結集した場であり、集合的記憶が「記憶の場」に刻まれることにより、時空間を超えて想起され、その記憶を担う集団のアイデンティティの形成と強く関わってくる（阪本2017：89-92）とする。

集合的記憶は、人為的な操作により構築される危険性についても指摘がみられる。戦争は、集団を横断した経験であることから、その記憶についても個人・共同体・民族・国家という異なるレベルを結びつけて捉えることができる。政治的な目的によって操作されるイデオロギーとしての性格も生まれる。靖国神社などはその議論の典型であろう。

記憶は、時空間を超えて新たな記憶を想起させる点において、無限のパワーを持つゆえに、記憶の継承ということを考える場合、記憶を刻む場が、記憶の想起を促す場となっているのか、ということが重要となると指摘している（阪本、矢守2010：180-181）。

災害遺構が、復興に希望がもてる、災害に強い、レジリエントな社会を創り出していくための価値・機能として、記憶継承、慰霊追悼、教訓伝承（教育学習）、復興（まちづくり）、ツーリズム（観光資源）の機能を発揮していくためには、構造物のもつ記憶の喚起力をたかめるための、組織の地域マニュアルと、機能の複合が必要であるといえる。そのカギとなるワードは、集合的記憶といえる。

集合的記憶は、災害遺構がもつ価値・機能を高める原動力、ドライブでありつつ、それらの価値・機能の発揮によって培われて、醸成されていくものでもある。これを維持運営のために意識化していくことは決して簡単ではないが、これを欠いた災害遺構は、単なる災害の歴史を示す、テキストの中だけのものであり、ミュージアムに展示される過去の遺物としか認識されないものとなるだろう。

おわりに

本研究では、わが国内の災害遺構に着目し、操作的定義により、情報を収集し、データベースの作成を行った。この試みにより、暫定的ではあるが（把握されていない、あるいは、これから保存が決定され、公開されるものもあり）、全国に45か所の災害遺構があることが分かった。そこから、災害遺構の維持管理運営の形態、またその価値・機能について、（1）記憶継承、（2）慰霊追悼、（3）教訓伝承（学習教育）、（4）復興（まちづくり）、（4）ツーリズム（観光資源）の点からの検討を行った。

その結果、災害遺構は、個人の鎮魂から、地域コミュニティなどの共同による「集合的記憶」の共有のための媒介であり、祈りの対象、印としての依代となることで（その共有のプロセスを通して）、記憶を喚起し、未来に向けた教訓を継承・伝承・学習する役割機能を発揮することが示唆された。

そのための維持運営組織として、地域社会の多様な主体が参加できる枠組みと団体が必要とされること、さらに多様な主体、大学、博物館、住民団体等が参画できるネットワーク型の組織であることが望ましいという示唆を得るこ

ととなった。

本稿では、災害遺構の情報を集約し、一覧化し、その情報から価値・機能について俯瞰的な概観にとどまっているという限界がある。その価値・機能が生まれ、形成される動態・ダイナミズムを十分にとらえられているとは言い難い。また、その力を高めるための維持運営組織の性格についても、より実践に接近した研究が必要であると思われるが、今後の課題としたい。

【文 献】

- ・3.11震災伝承研究会（2012）「第1次提言「震災遺構の保存について」」（2021.3.30閲覧）
<http://www.tsunami.civil.tohoku.ac.jp/hokusai3/J/shinsaidensho/pdf/20120719teigen.pdf>
- ・愛知県「歴史地震記録に学ぶ防災・減災サイト」 <https://www.pref.aichi.jp/bousai/densho/index.html>（2021.3.30閲覧）
- ・安部夏海・安武敦子（2017）「災害遺構の保全プロセスと評価を踏まえた公開手法の検証」長崎大学工学研究科研究報告第47巻第88号、78-82。
- ・五十嵐大貴（2018）「震災遺構の保存は被災地に何をもちたらずのか—たろう観光ホテル・奇跡の一本松を事例として—」現代行動科学会誌第34号、60-70。
- ・石川宏之（2010）「防災教育に災害遺構を活かすためのミュージアム活動によるエリアマネジメントに関する研究」日本建築学会東北支会研究報告集、計画系、No.73、195-200。
- ・石川宏之（2015）「復興まちづくりに火山災害遺構を活かすためのジオパークの経緯と大学の連携体制のあり方に関する研究：島原半島ジオパーク推進連絡協議会と洞爺湖有珠山ジオパーク推進協議会を事例として」都市計画論文集50（1）、101-106。
- ・石川宏之（2016）「復興まちづくりに震災遺構を活かすためのジオパーク活動と大学や博物館の連携体制のあり方：東日本大震災後の三陸ジオパーク推進協議会を事例として」静岡大学生涯学習教育研究（18）、25-38。
- ・石巻市震災伝承検討委員会（2015）、震災遺構の考え方について、第2回委員会資料6。
- ・石原凌河（2012）「災害遺構の保存に関する論点—記号論の視点から—」JUDI「災害の記憶研究会」視察報告書P.2
<http://judi.sub.jp/judi/a1506/siryu/04.pdf>（2021.3.30閲覧）
- ・石原凌河・松村暢彦（2013）「維持管理の観点から見た災害遺構の保存に関する研究雲仙普賢岳噴火災害・中越地震の災害遺構を事例として」都市計画論文集48巻（2013）3号、861-866。
- ・石原凌河（2019）「実践的防災・減災活動に資する災害遺構の活用に関する研究」科学研究費助成事業研究成果報告書
<https://kaken.nii.ac.jp/ja/grant/KAKENHI-PROJECT-16K16369/>（2021.3.30閲覧）
- ・石本隆之介・安武敦子（2019）「わが国における災害遺構の保存に関する研究—東日本大震災の事例から—」長崎大学大学院工学研究科研究報告、49（93）、22-27。
- ・井出明（2013）「日本におけるダークツーリズム研究の可能性」進化経済学会論集No.16。
- ・井出明（2015）「ダークツーリズムの真価と復興過程“復興”のさらに先にあるもの」日本災害復興学会誌復興巻第13号（Vol.7 No.1）、49-56。
- ・井出明（2016）「震災遺構の多面的価値：モノとココロを承継する（＜連載＞震災復興の転換点（10））」建築雑誌（1689）、44-45。
- ・井上利丸（2007）「報告2.震災モニュメント取材を通じて：変容と増殖の物語、災害と救い、テーマセッション6、2006年度学術大会・テーマセッション記録」宗教と社会13巻、283-286。
- ・今井信雄（2001）「死と近代と記念行為：阪神・淡路大震災の「モニュメント」にみるリアリティ」社会学評論51（4）、412-429。
- ・内田直仁・丹裕也（2012）「震災復興での震災遺構の価値」人間工学43（3）、138-141。

- ・遠藤英樹 (2016) 「ダークツーリズム試論—「ダークネス」へのまなざし—」立命館大学人文科学研究紀要 (110)、3-22。
- ・尾池和夫 (2012) 『四季の地球科学日本列島の時空を歩く』岩波新書
- ・大邑潤三 (2020) 「「災害碑」という概念と分類方法の検討」歴史都市防災論文集14、115-122。
- ・小川伸彦 (2015) 「言葉としての「震災遺構」：東日本大震災の被災構造物保存問題の文化社会学」、奈良女子大学文学部研究教育年報、第12号、67-82。
- ・小田隆史・梨本雄太郎・大林要介・高見秀太郎・澁木智之 (2019) 「震災遺構を活用した探究型防災学習の実践支援:仙台市若林区荒浜地区の「いのち」と「くらし」の学びに焦点を当てて」宮城教育大学紀要54、449-458。
- ・加藤久子 (2017) 「負の文化遺産と<パフォーマンス> ポーランドにおけるホロコーストの記憶をめぐる」『第90回日本社会学会大会報告要旨集』、376。
- ・近代化産業遺産 (経済産業省) (2021.3.30閲覧)
https://www.meti.go.jp/policy/local_economy/nipponsaikoh/nipponsaikohsangyouisan.html
- ・国土交通省都市局 (2012) 「第4章過去の戦災、自然災害等からの復興を祈念又は記念する施設等調査」東日本大震災に係る鎮魂及び復興の象徴となる都市公園のあり方検討業務報告書
- ・国土地理院自然災害伝承碑<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/denshouhi.html> (2021.3.30閲覧)
- ・齋藤悠介・廣井悠 (2020) 「津波伝承において津波碑が人々の災害前の防災意識に与える影響：南海地震津波被災地域を例に」都市計画論文集55 (3)、880-887。
- ・佐賀県 (2018) 「2018年度版『過去の災害』から学ぼう！『人々の思い』佐賀の災害歴史遺産」佐賀県消防防災課
https://www.prefsaga.lg.jp/kiji00367777/3_67777_133437_up_8z1op784.pdf (2021.3.30閲覧)
- ・阪本真由美・矢守克也 (2010) 「災害ミュージアムを通じた記憶の継承に関する一考察—地震災害のミュージアムを中心に」自然災害科学29 (2)、179-188。
- ・阪本真由美 (2017) 「災害ミュージアムを通じた集合的記憶の形成—阪神・淡路大震災と人と防災未来センター」人類学研究所研究論集第4号
- ・佐々木啓・山本清龍・佐々木薫子 (2020) 「震災遺構のない地域における伝承方法としての語り部ガイドの役割と可能性東日本大震災後の釜石市を事例として」環境情報科学センター、2020年度環境情報科学研究発表大会、49-54。
- ・佐藤翔輔・今村文彦 (2016) 「東日本大震災の被災地における震災遺構の保存・解体の議論に関する分析—震災発生から5年の新聞記事データを用いて—」日本災害復興学会論文集、No.9、11-19。
- ・四国防災共同教育センター、香川大学四国危機管理教育・研究・地域推進機構
<https://www.kagawa-u.ac.jp/dpec/areainfo/> (2021.3.30閲覧)
- ・島川崇 (2012) 「地域資源として被災者からも受け入れられる被災惨禍の保存手法の考察」都市計画論文集No.47 Vol.3、619-624。
- ・清水肇・高橋弘治 (2010) 「沖縄本島南部と八重山地域における戦争遺跡の実態と保存活用の課題」都市計画論文集 45 (3)、223-228。
- ・首藤伸夫・大石雅之 (2014) 「東日本大震災の震災遺構保存」高橋和雄編『災害伝承—命を守る地域の知恵』古今書院
- ・震災伝承ネットワーク協議会事務局 (国土交通省東北地方整備局企画部) 「震災伝承施設」
<http://www.thr.mlit.go.jp/shinsaidensho/> (2021.3.30閲覧)
- ・杉本伸一 (2018) 「復興まちづくりにおける災害遺構の保存・活用の問題点：雲仙普賢岳噴火災害と東日本大震災津波被害を事例として」総合政策第19巻、37-56。
- ・総務省消防庁『全国災害伝承情報』 http://www.fdma.go.jp/html/life/saigai_densyo/ (2021.3.30閲覧)
- ・高橋和夫・木村拓郎・西村寛史・藤井真 (1999) 「雲仙普賢岳の火砕流で被災した大野木場小学校被災校舎保存構想の策定に関する調査」土木学会論文集、NQ.612、1-46、359-371。

- ・ 武田文男・竹内潔・水山高久（2017）「地方自治体における災害教訓伝承の取り組みに関する研究利用統計を見る」GRIPS Discussion Papers、No.17-02。
- ・ 内閣府（2016）「平成28年版防災白書」<http://www.bousai.go.jp/kaigirep/hakusho/h28/>（2021.3.30閲覧）
- ・ 日本学術会議史学委員会文化財の保護と活用に関する分科会（2014）「文化財の次世代への確かな継承—災害を前提とした保護対策の構築をめざして—」
<http://210.149.141.38/ja/info/kohyo/pdf/kohyo-22-t193-6.pdf>（2021.3.30閲覧）
- ・ 西坂涼（2020）「東日本大震災による震災遺構の保存及び活用に関する条例等の実態」都市計画報告集、No.18、311-313。
- ・ 濱田武士（2013）「戦争遺産の保存—原爆ドームを事例として—」歴史評論772、20-34。
- ・ 林勲男（2018）「大規模災害に関する集合的記憶の物象化・物語化と防災教育（2018-2021）科学研究費助成事業による研究プロジェクト」基盤研究（A）
<https://older.minpaku.ac.jp/research/activity/project/other/kaken/18H03595>（2021.3.30閲覧）
- ・ 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター編（2013）『災害の記憶・記録に関する調査報告—災害ミュージアム研究塾—』DRI調査研究レポートVol.29
- ・ 阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター（2020）「コロナ禍における災害伝承ミュージアム等へのアンケート集計レポート」https://hitobou.com/museum-network/img/disaster_museum_report2020rev2.pdf（2021.3.30閲覧）
- ・ 復興庁（2013）「震災遺構の保存に対する支援」記者発表資料
https://www.reconstruction.go.jp/topics/m13/11/20131115_press_sinsaiikou.pdf（2021.3.30閲覧）
- ・ 松岡農（2020）「震災遺構を拠点とした新たなツーリズムの課題」2020年度日本地理学会春季学術大会セッション
ID：222DOI https://doi.org/10.14866/ajg.2020s.0_84（2021.3.30閲覧）
- ・ 丸岡泰（2014）「自然災害遺構は防災の教訓を伝えるか—コスタリカ・カルタゴの事例から」第29回日本観光研究学会全国大会学術論文集、209-212。
- ・ 丸岡泰・泰松範行（2016）「東日本大震災の被災地への復興ツーリズムの可能性—宮城県南三陸町の事例から—」ジャーナル フリー2016年70巻4号、231-238。DOI https://doi.org/10.11457/swsj.70.4_231
- ・ 宮崎正美（2015）「震災遺構としての聖堂とイコンの神学—旧石巻正教会聖堂の事例から—」仙台白百合女子大学紀要19巻、11-30。
- ・ 宮城県震災遺構有識者会議（2014）、震災遺構の定義と役割について、第3回宮城県震災遺構有識者会議資料2、2。
<http://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/257337.pdf>（2021.3.30閲覧）
- ・ 宮城県震災遺構有識者会議（2015）『宮城県震災遺構有識者会議報告書』
<https://www.pref.miyagi.jp/site/hukkousien/ikoukaigi.html>（2021.3.30閲覧）
- ・ 宮城県震災復興・企画部（2018）『東日本大震災の記憶・教訓の伝承について～東日本大震災と同じ犠牲と混乱を繰り返さないために～（東日本大震災の記憶・教訓伝承のあり方検討有識者会議意見取りまとめ）』
<https://www.pref.miyagi.jp/uploaded/attachment/659207.pdf>（2021.3.30閲覧）
- ・ 編集/デザイン/レイアウト：山内宏泰（2014）『リアス・アーク美術館常設展示目録 東日本大震災の記録と津波の災害史』リアス・アーク美術館
- ・ 矢守克也（2013）「第7章「あのとき」を伝える災害情報—生活習慣・痕跡・モニュメント・博物館」『巨大災害のリスク・コミュニケーション災害情報の新しいかたち』所収、ミネルヴァ書房
- ・ 吉新雄太・相澤亮太郎（2009）「震災モニュメントと記憶の諸実践—慰霊と教訓、継承と受容の間で」兵庫地理（54）、9-19。
- ・ 渡辺拓哉（2011）「震災モニュメントが担う役割—阪神・淡路大震災を事例として—」同志社大学2010年度卒業論文
<https://www.tatsuki.org/DoshishaThesis3/thesis/2010/19071096watanabe.pdf>（2021.3.30閲覧）